

「舞鶴市議会基本条例」及び
「第 21 期舞鶴市議会基本条例実行計画」
(令和 4 年 12 月～令和 6 年 11 月)
検証結果

令和 6 年 12 月
舞鶴市議会

－ CONTENTS －

検証結果の概要	1
検証方法等	2
検証結果の総評	2
各条文の検証結果（内容は別紙）	4
各取組の検討課題等	4
[別紙]	
基本条例と実行計画の比較検証（各条文の検証結果）	5
[添付資料]	
実行計画に対する実績等（令和4年12月～令和6年11月）	
舞鶴市議会基本条例（平成30年10月7日制定）	
第21期舞鶴市議会基本条例実行計画（令和4年12月28日策定）	

検証結果の概要

【検証の趣旨】

平成30年10月に議会基本条例を制定し、議会活性化の取組を積極的に推進してきました。その中で、議会の取組実績を踏まえ、実行計画の実績を評価検証するとともに、基本条例の目的や方向性と照らし合わせることで、議会の「見える化」及びその責任と役割を明確化するものです。

◆ 検証内容

- 実行計画の取組実績と基本条例を確認し、整合性や活動量を検証
- 会派で検証作業を実施し、その結果を議会運営委員会で集約
- 結果は点数や等級ではなく評価点と反省点のコメントで整理

◆ 検証結果

☞ 整合性に問題なし

第21期実行計画に係る取組は、計画期間前半に検討した内容の継続や検証も含めて順次検討を進め、議会基本条例の条文に照らして、その整合性には問題ないとの結論を出した。

☞ さらなる充実に向けた検討の余地あり

活動量の充実や、新たな取組の創出、現在の取組の改善などについては、検討の余地があるものと考えられることから、引き続き、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」に向けて取り組んでいくものとする。

◆ 検証結果の反映

☞ 現時点で条例や実行計画の見直しは不要

☞ 個別の取組に係る検討課題等を任期後半へ申し送る

舞鶴市議会基本条例と第 21 期実行計画の検証

令和 6 年 12 月
議会運営委員会

舞鶴市議会基本条例第 25 条の規定に基づき、議会活動に関する検証を行い、その結果を取りまとめた。

今後の取組に反映させるとともに、より良い議会を目指し、市民の負託に応える活動を行っていくものとする。

1 検証方法等

(1) 検証方法

第 21 期実行計画（舞鶴市議会基本条例第 24 条の規定に基づく「具体的な取組に関する計画」）に定める取組の実施状況と条文との整合性や活動量を評価

(2) 対象期間

令和 4 年 12 月～令和 6 年 11 月

(3) 検証手順

- ① 議会運営委員会において、第 21 期実行計画の取組状況を確認
- ② 各会派において、取組の実施状況と条文との整合性や活動量について協議
- ③ 議会運営委員会において、各会派の協議結果について意見交換（会派に所属しない議員の意見も聴取）
- ④ 議会運営委員会において、検証結果としての評価意見を取りまとめ

2 検証結果の総評

第 21 期実行計画に定める取組は、順次検討を進めており、議会基本条例の条文に照らして、その整合性に問題はないものと認められる。

しかしながら、活動量の充実や、新たな取組の創出、現在の取組の改善などについては、検討の余地があるものと考えられることから、今後の課題として十分な議論が必要である。

舞鶴市議会基本条例の前文に掲げる 3 つの基本目標に対する評価は、以下のとおり。

(1) 市民に開かれた議会

これまでに引き続いて、ホームページを軸としたクロスメディアによる

情報発信を展開し、議会の「見える化」を計った。

また、「市民と議会のわがまちトーク」の結果を踏まえ、政策提言につなげることができた。

一方で、広聴機能については、さらなる充実を図る必要があるほか、広報機能についても、発信する情報の量や手段が増える中、ホームページやFMまいづるを活用した情報発信などを継続的に実施しているものの、その費用対効果等を検証する必要がある。

主な取組・成果

- Facebook のフォロワー数 494 [R6.11.11 現在]
＜2年間で19%増＞
- YouTube のチャンネル登録者数 876 [R6.11.11 現在]
＜2年間で212%増＞
- ホームページ総アクセス数 173,142 [R4.11.1～R6.10.31]
＜前期2年間に比べ72%増＞

(2) 議会機能の充実

4 常任委員会が、重点事項に関する調査研究（先進地視察、市内現地視察、関係団体や市民との意見交換等）を通じて政策提言を取りまとめ、市長に提出したほか、第7次舞鶴市総合計画後期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出するなど、政策に関与する機能を発揮しているものとする。

また、議員研修会や、一般質問の充実を目的とした議会アドバイザーの委嘱などにより、監視・提案機能の充実を図ったほか、委員任期を2年とすることを決定し、その活動サイクルも再度検討するなど、調査や審議をより充実させるための体制づくりにも取り組んだ。

しかしながら、さらなる充実に向けて議論する余地がある事項もあるため、今後も引き続き積極的に検討していくことが必要である。

主な取組・成果

- 市への政策提言 10 項目（2 年間合計）
- 国に対する意見書の提出 6 件（2 年間合計）
- 議員研修会 15 回（2 年間合計）

(3) 効率的・効果的な議会運営

以前から継続しているペーパーレス会議システムやグループウェアの活用のほか、全議員へのタブレット端末の貸与により、議会活動、議員活動の充実と効率化を図った。

また、様々な想定の下で防災訓練や情報伝達訓練を繰り返し、議会にお

ける危機管理に関する意識の醸成と、いざという時に機能する仕組みの維持・発展に取り組んだ。

主な取組・成果

- オンライン会議（一部の議員のオンライン出席）を適宜実施
- 公用タブレットの運用開始
- 防災訓練（情報伝達訓練を含む）の実施 14 回（2 年間合計）

3 各条文の検証結果

別紙のとおり

4 各取組の検討課題等

- (1) 「市民の意見を反映させる仕組みの検討」において、わがまちトークに限らず、広報・広聴ともに多様な仕組みを検討すべき。
- (2) 「議員力の向上」に向け、SNSの在り方なども含め、研修を充実させるべき。
- (3) 「議員間討議の充実」に向けた具体的な議論を進めるべき。
- (4) 「所信表明の在り方」について、改めて検討すべき。
- (5) 「会派の在り方の検討」において、あらためて、1 人会派も含めて検討すべき。
- (6) 議会日程について、特に、代表質問、一般質問に関して、会議時間が午後 5 時までとなっていることを踏まえ、あらためて検討すべき。

議会基本条例と実行計画の比較検証

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会の活動の原則) 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。 (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。 (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。 (3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。 (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。 (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
コミュニティFMを活用した情報発信	No.1	
議会に関する学習の機会の提供	No.2	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
傍聴環境の充実	No.5	
ホームページによる情報発信	No.6	
市議会だよりの発行	No.7	
会議資料や活動の積極的な公開	No.8	
映像配信の充実	No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	No.10	
舞鶴市総合計画の点検評価	No.15	
政策提言に向けた委員会活動	No.25	
政策条例の在り方の検討	No.33	
会議のあり方の検討	No.36	
先例及び申し合わせ事項の見直し	No.38	
I C Tの活用	No.39	
【検証意見】		
市民と議会のわがまちトークを踏まえた市への政策提言のほか、ホームページ、フェイスブック、市議会だより、FM放送による情報発信は、これまでの経験を踏まえて着実に実施している。 市民意見の反映に関するさらなる取組や、各種情報発信の手法、効果などについては、引き続き検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議員の活動の原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。 (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。 (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。 (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽(さん)に努めること。 (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
議員間討議の活用	No.16	
議員力の向上	No.19	
【検証意見】		
議員力の向上に向けた研修会は、積極的に開催・参加している。 SNSの適正利用なども含めた品位の保持に関する研修のほか、議員間討議の活用を通じてさらに資質を高める努力が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議長の責務) 第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
所信表明の在り方の検討	No.12	
議長案・委員長案の作成・提出手順の検討	No.41	
【検証意見】		
議長は、中立で公平な議会運営や議会の活性化に取り組まれている。 議長選出の過程については、あらためて検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会派) 第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 (1) 議員の活動を支援すること。 (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。 (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
議員力の向上	No.19	
政策条例の在り方の検討	No.33	
会派のあり方の検討	No.40	
【検証意見】		
各会派において、積極的に調査研究等が行われている。 会派の在り方については、引き続き検討することが必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(災害時の対応) 第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。 2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
議会における危機管理の検討	No.44	
【検証意見】		
繰り返し訓練を実施し、災害時の対応に備えている。 議事堂に備えておくべき防災関係用品についての検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会議の公開等) 第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)等を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
映像配信の充実	No.9	
【検証意見】		
会議の公開方法の一つであるインターネット中継は、有効に機能している。 その視聴者を増加させるための工夫や、映す範囲の工夫などについて検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(広報及び広聴の充実) 第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
コミュニティFMを活用した情報発信	No.1	
議会に関する学習の機会の提供	No.2	
効果的な情報発信の検討	No.3	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
傍聴環境の充実	No.5	
ホームページによる情報発信	No.6	
市議会だよりの発行	No.7	
会議資料や活動の積極的な公開	No.8	
映像配信の充実	No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	No.10	
I C Tの活用	No.39	
【検証意見】		
様々な手段を用いて広報の充実に図っている。 効果的な情報発信について、引き続き検討していく必要がある。 また、特に広聴の充実について検討していく必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市民の参画) 第 10 条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。 2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に取り組めるものとする。 3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
参考人制度の活用	No.17	
政策提言に向けた委員会活動	No.25	
【検証意見】		
市民と議会のわがまちトークや請願者の説明の機会など、条例の趣旨に沿った活動を実施している。 公聴会制度、参考人制度の積極的な活用のほか、若い世代の市民意見を把握する機会について検討していく必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市長等と議会との関係の基本原則) 第 11 条 議会は、二代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
舞鶴市総合計画の点検評価	No.15	
附帯決議の活用	No.18	
政策提言に向けた委員会活動	No.25	
【検証意見】		
総合計画の点検評価結果としての意見の提出や、委員会活動の結果としての政策提言の提出など、適切な緊張関係の下で活動している。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(質疑及び質問) 第 12 条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、これを市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。 2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式若しくは分割方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
代表質問・一般質問の活用	No.21	
議案審議のあり方の検討	No.22	
委員外議員の発言の在り方の検討	No.24	
【検証意見】		
代表質問・一般質問の機会を有効に活用しているほか、市民に分かりやすいものとするための質問通告の検討などを行っている。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(専門的知見の活用) 第 16 条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
議員力の向上	No.19	
委員等の任期の検討	No.23	
【検証意見】		
一般質問に関する議会アドバイザーを委嘱して議員力の向上に努めているほか、委員任期を 2 年とすることにより、専門性をさらに高める体制を整えている。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(交流及び連携の推進) 第 17 条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
他市との交流・連携の促進	No.36	
【検証意見】		
近隣市議会における議員研修会の相互参加などにより議会活動の充実を図っている。 執行機関に準じた京都府北部 5 市 2 町の連携や、他市からの視察受入時の傍聴など、新たな取組も検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(委員会の活動) 第 18 条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。 2 委員会は、調査研究等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 3 前 2 項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号)に定めるところによる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
舞鶴市総合計画の点検評価	No.15	
委員等の任期の検討	No.23	
政策提言に向けた委員会活動	No.25	
政策条例の在り方の検討	No.33	
委員会の活動計画の策定	No.34	
会議のあり方の検討	No.36	
議長案・委員長案の作成・提出手順の検討	No.41	
【検証意見】		
委員会の活動計画を策定し、計画的で積極的な調査研究や委員間での協議を行い、政策提言を取りまとめている。 また、委員任期が 2 年となることを踏まえて活動サイクルを見直すなど、専門性及び特性を生かした運営ができる体制の構築に努めている。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会事務局の体制整備) 第 20 条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
議会事務局の機能強化	No.31	
議長案・委員長案の作成・提出手順の検討	No.41	
【検証意見】		
研修への参加等により能力の向上を図っている。 人員の確保や専門性の向上等に引き続き取り組む必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会図書室の充実等) 第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
議会図書室の充実及び在り方の検討	No.20	
【検証意見】		
蔵書の充実と適正な管理を行っている。 引き続き、スペースや機能などの面で充実を図るための検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(予算の確保) 第 22 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
委員会の活動計画の策定	No.34	
予算要望の検討	No.46	
【検証意見】		
予算作業部会における議会予算の在り方の検討も含めて必要な予算の確保に努めている。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
第 23 条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 27 号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年条例第 22 号)に定めるところによる。 2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
議員を志す人を増やすための取組の検討	No.14	
議員の定数及び報酬の検討	No.37	
【検証意見】		
議員を志す人を増やすための取組の検討を始めたが、新たな取組は実施していないため、令和 7 年に議論する予定の定数及び報酬の検討とあわせて、多様な議員のなり手を確保するための取組が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の確実な履行) 第 24 条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
なし	—	
【検証意見】		
実行計画に基づいて適切かつ確実に議会活動を実施している。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の見直し) 第 25 条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組No.	備 考
議会基本条例の検証	No.13	
【検証意見】		
条文の趣旨に沿って議会活動と条文を比較検証し、見直しの必要性について検討している。		